

公益社団法人日本写真家協会入会規程

1、入会資格

- (1) 職業写真家として3年以上の活動実績のある方。
- (2) 正会員2名の推薦、保証が得られ、うち1名は本会在籍満5年以上の正会員の推薦理由書を提出できる方。

2、入会条件

- (1) 入会申込書、誓約書に資格審査のための資料を添えて、入会申込締切日（毎年1月末日）までに提出すること。
- (2) 入会が内定した場合、4月第1月曜日又は理事会が定める日に催す新入会員説明会に出席すること。

3、資格審査資料

- (1) 資料は次の事項を満たすものとする。

①発行所の異なる2社以上の刊行物5点。

- ・最近5年以内に発行された刊行物であること。
- ・刊行物には撮影者の氏名表示がされていること。

刊行物とは：雑誌、書籍、新聞、写真集、カメラ雑誌（除く、月例、コンテスト等）、ポスター、カレンダー、PR誌、企業パンフレット、リーフレットなど。

②所轄税務署に提出した「前年分の所得税の確定申告書第1表」（控）のコピーを添付すること。また、電子申告をした場合は、税務署から送られてくる受信記録「受信通知（所得税）本人用」のコピーを添付すること。

- (2) 前項①又は②を満たすことのできない場合は、次の資料でもって補うことができる。

①氏名表示のない刊行物の場合は、発行所または、撮影依頼主（クライアント等）の責任者による証明を、提出資料1点ごと添付すること。

②勤務または嘱託契約の写真家の場合は、当該組織の責任者が発行する、撮影業務に5年以上携わったことを証明する資料（在職証明書等）を提出すること。この場合、資料の証明書は発行所1社でも実績とみなす。

③1社に継続して20年以上勤務している、あるいは勤務していた写真家は、最近5年間以前の資料を提出することができる。

④申込前5年以内に催した写真展の作品10点（大きさは六ツ切又はA4）及び開催案内（ハガキ、チラシ等）をもって、提出資料の1点とすることができます。

⑤協会が催しているJPS展において銅賞以上、JPSノンフィクション写真賞等の受賞者は、受賞作品を提出資料の1点とすることができます。

⑥企業あるいは公共機関等のWebsiteで作品が公表または使用されている場合は、使用された作品10点以上のプリント（A4程度）とURLの確認できる画面キャプチャーのプリント（A4程度）、および撮影依頼主（クライアント等）の責任者による証明書を添付したものと提出資料として、刊行物に代えて4点まで提出することができる。

- (3) 最近5年間の刊行物等に掲載された主要作品および、写真集、写真展などの発行、開催実績のリストを添付すること。

4、入会資格審査

理事会が委嘱した入会資格審査委員による審査会で、申込者の資格審査を行い、理事会で入会内定者を決定し、申込者に通知する。

5、入会内定者

- (1) 入会内定者は4月の第1月曜日又は理事会が定める日に催す新入会員説明会に本人が出席し、規定の入会金および会費を納入することにより、正会員としての入会を認める。
- (2) 止むを得ない理由で欠席する場合は、事前に申請することにより理事会で対応を検討する。

6、関連団体への加入

入会された正会員は、一般社団法人日本写真著作権協会（JPCA）の写真著作権信託者となり、写真家検索のための著作権者IDが付与される。

7、新入会員展への参加

協会が開催する「新入会員展」に出品すること。

附 則

この規則は、公益法人設立登記の日から施行する。

改正：平成24年10月22日

改正：平成27年3月4日

改正：令和4年10月3日

改正：令和7年4月21日

その他

(再入会の運用規定)

- 1、一旦退会した会員が、再び入会を希望する場合は、「公益社団法人日本写真家協会入会規程」に準ずること。
- 2、再入会を認められた場合の在籍期間の算定は、再入会を認められた年度から起算する。
- 3、本会の会員資格を喪失した者については、その事由を理事会が聴取し、再入会を適当と判断した場合は、本規程を適用することができる。

(理事会推薦の入会運用規定)

- 1、職業写真家として相当な実績を有し、当協会に入会を希望する者。
- 2、推薦は年1回、3名以内を理事会が決定する。
- 3、推薦保証人は、理事2名が引き受け、それぞれがその責を負うものとする。
- 4、推薦を受けたものは、入会申込書の提出、入会金及び年会費を納入したのち、正会員として登録される。
- 5、推薦による入会者は、4月に行われる新入会員説明会に出席すること。
- 6、推薦による入会者は、協会が開催する「新入会員展」に出品すること。
- 7、推薦による入会者は、日本写真家協会の定款を遵守し、事業活動に参加すること。

(外国人の入会運用規定)

- 1、「公益社団法人日本写真家協会入会規程」に準ずること。
- 2、日本国に5年以上滞在していること。
- 3、日本語の読み書きに支障のないこと。（入会申込書は日本語で記入）
- 4、住民登録証のコピーを提出のこと。

以上